

令和8年5月より適用する土木部発注工事に係る 下水道工事積算基準等の改定について

公共工事の品質確保の促進に関する法律に則り、最新の実績を踏まえ、下記のとおり土木工事標準積算基準等を改定します。

記

1 改定内容

○下水道工事（電気設備）における一般管理費等率の改定

（参考）

- ・下水道用設計標準歩掛表（令和8年度版）に準拠

2 適用時期

令和8年5月1日以降の適用に係る工事より適用する。

下水道用設計標準歩掛表（令和 8 年度版）の改定

新旧対照表

—第 2 卷 ポンプ場・処理場—

頁		改定趣旨	現 行	工 種 名	改 定																						
142	基準改定 語句追記	<p>3. 一般管理費等</p> <p>(1) 費用の算定</p> <p>① 一般管理費等＝一般管理費等対象額×一般管理費等率</p> <p>② 一般管理費等対象額は、「工事原価」とする。</p> <p>(2) 一般管理費等率は、次式により算定した値とする。 一般管理費等率＝(標準一般管理費等率)×(前払金支出割合補正係数)</p> <p>① 標準一般管理費等率は、(式-9)による。 $Y = -1.081 \log X + 27.76 \quad (\text{式-9})$ Y：標準一般管理費等率 [%] (算出した値は、小数点以下3位を四捨五入し、2位止めとする。) X：一般管理費等対象額 [円] ただし、上下限の率は次による。 $X \leq 1,000,000$ [円] は $Y = 21.27$ [%] $X > 300,000,000$ [円] は $Y = 18.60$ [%]</p> <p>② 前払金支出割合による調整を行うため、「前払金支出割合補正係数」により補正する。前払金支出割合補正係数は、表-1による。</p> <p style="text-align: center;">表-1 前払金支出割合補正係数</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>前払金支出割合 区 分</th> <th>0 % から 5 % 以下</th> <th>5 % を超え 15 % 以下</th> <th>15 % を超え 25 % 以下</th> <th>25 % を超え 35 % 以下</th> <th>35 % を超え 40 % 以下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補正係数</td> <td>1.05</td> <td>1.04</td> <td>1.03</td> <td>1.01</td> <td>1.00</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 「金銭的保証等を必要とする場合の契約の保証に必要な費用」は、必要により加算する。</p> <p>(4) 一般管理費等として積算する内容は、次のとおりとする。</p> <p>1) 一般管理費</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 役員報酬 取締役及び監査役に対する報酬及び役員賞与(損金算入分) ② 従業員給料手当等 本店及び支店の従業員に対する給料、諸手当及び賞与 ③ 退職金 本店及び支店の従業員に対する退職給与引当金繰入額並びに退職給与引当金の対象とならない役員及び従業員に対する退職金 ④ 事務用品費 事務用消耗品費、固定資産に計上しない事務用備品費、新聞、参考図書等の購入費 ⑤ 修繕維持費 建物、機械、装置等の修繕維持費、倉庫物品の管理費等 ⑥ 通信交通費 通信費、交通費及び旅費 ⑦ 交際費 本店及び支店などへの来客等の対応に要する費用 ⑧ 法定福利費 本店及び支店の従業員に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の法定の事業主負担額 ⑨ 福利厚生費 本店及び支店の従業員に係る慰安娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞等、福利厚生、文化活動等に要する費用 ⑩ 動力・用水光熱費 電力、水道、ガス等の費用 ⑪ 調査研究費 技術研究、開発等の費用 ⑫ 広告宣伝費 広告、公告、宣伝に要する費用 ⑬ 寄付金 ⑭ 試験研究費償却 新製品または新技術の研究のため特別に支出した費用の償却額 ⑮ 開発費償却 新技術または新経営組織の採用、資源の開発、市場の開拓のため特別に支出した費用の償却額 	前払金支出割合 区 分	0 % から 5 % 以下	5 % を超え 15 % 以下	15 % を超え 25 % 以下	25 % を超え 35 % 以下	35 % を超え 40 % 以下	補正係数	1.05	1.04	1.03	1.01	1.00	<p>3. 一般管理費等</p> <p>(1) 費用の算定</p> <p>① 一般管理費等＝一般管理費等対象額×一般管理費等率</p> <p>② 一般管理費等対象額は、「工事原価」とする。</p> <p>(2) 一般管理費等率は、次式により算定した値とする。 一般管理費等率＝(標準一般管理費等率)×(前払金支出割合補正係数)</p> <p>① 標準一般管理費等率は、(式-9)による。 $Y = -2.05819 \log X + 38.10974 \quad (\text{式-9})$ Y：標準一般管理費等率 [%] (算出した値は、小数点以下3位を四捨五入し、2位止めとする。) X：一般管理費等対象額 [円] ただし、上下限の率は次による。 $X \leq 1,000,000$ [円] は $Y = 25.76$ [%] $X > 300,000,000$ [円] は $Y = 20.66$ [%]</p> <p>② 前払金支出割合による調整を行うため、「前払金支出割合補正係数」により補正する。前払金支出割合補正係数は、表-1による。</p> <p style="text-align: center;">表-1 前払金支出割合補正係数</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>前払金支出割合 区 分</th> <th>0 % から 5 % 以下</th> <th>5 % を超え 15 % 以下</th> <th>15 % を超え 25 % 以下</th> <th>25 % を超え 35 % 以下</th> <th>35 % を超え 40 % 以下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補正係数</td> <td>1.05</td> <td>1.04</td> <td>1.03</td> <td>1.01</td> <td>1.00</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 「金銭的保証等を必要とする場合の契約の保証に必要な費用」は、必要により加算する。</p> <p>(4) 一般管理費等として積算する内容は、次のとおりとする。</p> <p>1) 一般管理費</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 役員報酬 取締役及び監査役に対する報酬及び役員賞与(損金算入分) ② 従業員給料手当等 本店及び支店の従業員に対する給料、諸手当及び賞与 ③ 退職金 本店及び支店の従業員に対する退職給与引当金繰入額並びに退職給与引当金の対象とならない役員及び従業員に対する退職金 ④ 事務用品費 事務用消耗品費、固定資産に計上しない事務用備品費、新聞、参考図書等の購入費 ⑤ 修繕維持費 建物、機械、装置等の修繕維持費、倉庫物品の管理費等 ⑥ 通信交通費 通信費、交通費及び旅費 ⑦ 交際費 本店及び支店などへの来客等の対応に要する費用 ⑧ 法定福利費 本店及び支店の従業員に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の法定の事業主負担額 ⑨ 福利厚生費 本店及び支店の従業員に係る慰安娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞等、福利厚生、文化活動等に要する費用 ⑩ 動力・用水光熱費 電力、水道、ガス等の費用 ⑪ 調査研究費 技術研究、開発等の費用 ⑫ 広告宣伝費 広告、公告、宣伝に要する費用 ⑬ 寄付金 ⑭ 試験研究費償却 新製品または新技術の研究のため特別に支出した費用の償却額 	前払金支出割合 区 分	0 % から 5 % 以下	5 % を超え 15 % 以下	15 % を超え 25 % 以下	25 % を超え 35 % 以下	35 % を超え 40 % 以下	補正係数	1.05	1.04	1.03	1.01	1.00
前払金支出割合 区 分	0 % から 5 % 以下	5 % を超え 15 % 以下	15 % を超え 25 % 以下	25 % を超え 35 % 以下	35 % を超え 40 % 以下																						
補正係数	1.05	1.04	1.03	1.01	1.00																						
前払金支出割合 区 分	0 % から 5 % 以下	5 % を超え 15 % 以下	15 % を超え 25 % 以下	25 % を超え 35 % 以下	35 % を超え 40 % 以下																						
補正係数	1.05	1.04	1.03	1.01	1.00																						